物件番号<br/>3所在地<br/>(住居表示)門真市東田町723番1の一部<br/>(門真市東田町16番地)地目日交通機関大阪パトロ長堀鶴見緑地線<br/>門真南駅<br/>北約1.3km

土地の概要 面 穑 使用許可対象面積 725.33 m<sup>2</sup> 接面道路 |西側:市道・幅員約10m・舗装有・高低差無 の状況 市街化区域 用涂地域 準工業地域 都市 計画法 準防火地域 地域地区 令 建ペい率 60% 容積率 200% 1= 基 •消防法 •河川法(一級河川古川 河川保全区域内) その他 限 法令等

## その他条件

供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号
		対象地周辺	対象地内	無去儿及び电品曲う
	公営 水道	本管	引込管	門真市環境水道部 お客さまセンター 給水・排水グループ 06-6903-2122
		有	無	
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電コンタクトセンター 0800-777-3081
		有	無	
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141
		有	無	
	公共 下水道	本管	引込管	門真市環境水道部 お客さまセンター 給水・排水グループ 06-6903-2122
		有	無	

## 特記事項

1 使用用途は平面駐車場(コインパーキングを含む。)のみとします。

対象地の地下には、道路対面の桑オポンプ場からの雨水放流渠(口2,000×5,000×2)(地中約1.2mの深さ)が埋設されているため、上載荷重は1.0t/㎡までとしてください。

最 低

使用料

(年額)

2,688,600円/年

よって、平面駐車場及び付帯する簡易な工作物等を設置する場合は、大阪府東部流域下水道事務所と協議してください。

(お問い合わせ先)

大阪府東部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 電話 06-6784-3728

2 東端に設置されている放流ゲート設備の点検のため、大阪府職員又は受注業者が対象地内を日常的に徒歩にて通行いたします。また、補修工事等を実施する際、東端の放流ゲート近傍を作業ヤードとして使用することがあります。作業ヤードとして使用する範囲及び日程等について事前に協議を行いますので、作業上支障となる車両の移動をお願いします。なお、移動に必要な費用等は、全て使用者の負担となります。

(お問い合わせ先)

大阪府東部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 電話 06-6784-3728

3 対象地内には電線管  $(\phi 65 \times 1, \phi 50 \times 3)$  が地中約0.6mの深さで埋設され、維持管理用のハンドホールが3ヶ所設置しています。

ハンドホール周辺にて日常的に作業を行うことはありませんが、令和3年11月以降に電線 管内の配線取替工事を予定しております。作業員がハンドホール付近にて人力作業を行う予 定ですが、実施時期など詳細が決まりましたら、別途協議いたします。

(お問い合わせ先)

大阪府東部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 電話 06-6784-3728

4 対象地内における工作物等の新設又は撤去及び形状変更等については、大阪府東部流域 下水道事務所とあらかじめ協議を行ってください。

対象地への車両等の出入りについては、門真市及び大阪府門真警察署と協議し許可を得てください。

既存の門扉及びネットフェンスは原状のままでも使用可能ですが、撤去される場合は、使用 期間満了時に現状回復を行ってください。ただし、原状回復の必要がないものとして本府の 承認を得た場合には、この限りではありません。

なお、対象地内の施設整備や出入り口の形状変更等に要する費用は、全て使用者の負担となります。

(お問い合わせ先)

大阪府東部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 電話 06-6784-3728 門真市 まちづくり部 土木課 電話 06-6902-1231(代) 大阪府門真警察署 交通課 電話 06-6906-1234(代)

## 特記事項

5 雨水排水等について、土地の形状を変更する場合は新たに排水施設を設けるもの とし、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。

排水等の処理については門真市と協議し、その整備に要する費用は全て使用者の負担となります。

(お問い合わせ先)

門真市 環境水道部お客さまセンター 電話 06-6903-2122(代)

6 電気の引込みについては、大阪府東部流域下水道事務所及び関西電力送配電株 式会社と協議を行ってください。また、引込みに要する費用等については全て使用者 の負担となります。

(お問い合わせ先)

大阪府東部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 電話 06-6784-3728 関西電力送配電コンタクトセンター 電話 0800-777-3081

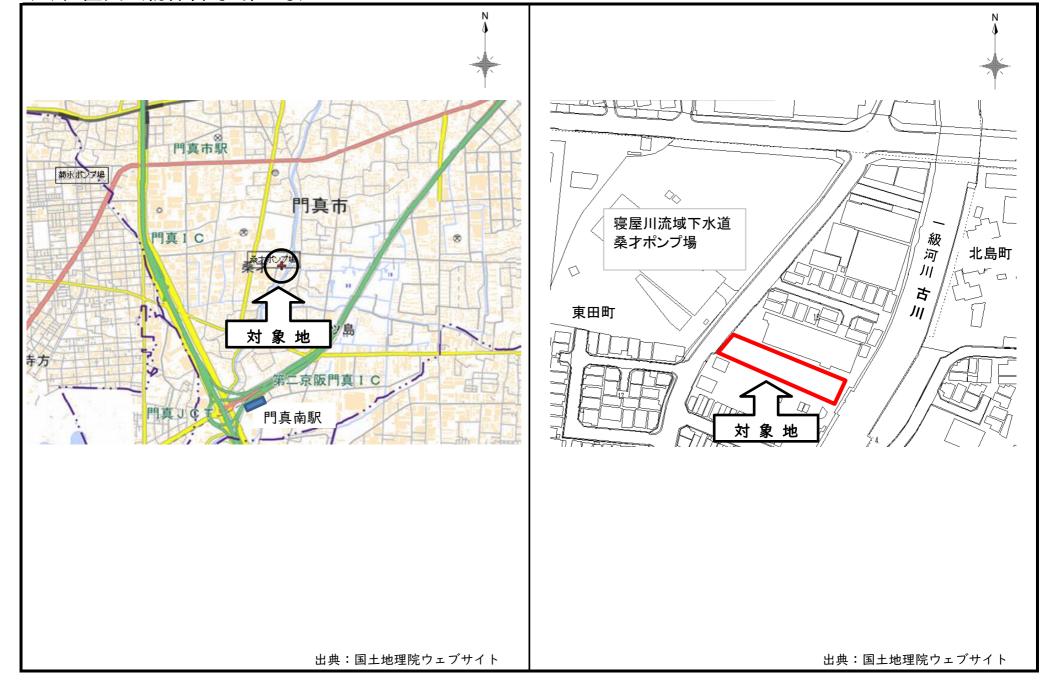
7 対象地は、一級河川古川の河川保全区域に該当します。工事に際しては、河川管理者である大阪府寝屋川水系改修工営所と協議を行ってください。

(お問い合わせ先)

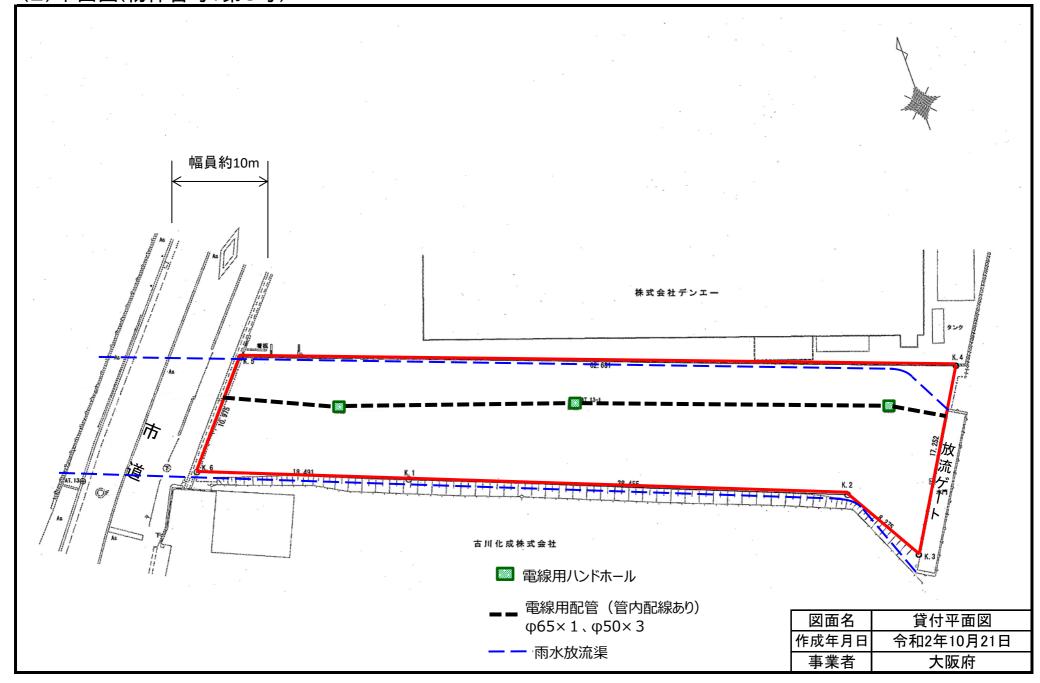
大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課 河川管理グループ 電話 06-6962-7661(代)

- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に 立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支 障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必 要な費用等は、全て使用者の負担となります。
- 9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使 用者において行ってください。
- 10 対象地外の府所有地(管理フェンス周辺及び南側の対象地境界から隣接地の塀までの範囲等)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図(物件番号:第3号)



(2)平面図(物件番号:第3号)



## (3)丈量図(物件番号:第3号)

